

後見人（保佐人，補助人）に対する報酬付与の申立てについて

奈良家庭裁判所，管内支部・出張所

1 はじめに

報酬を受け取るためには，後見人等から家庭裁判所に対し「報酬付与の審判」の申立てをしていただき，審判を得る必要があります。

2 申立てに当たって必要なもの

- 申立書
- 収入印紙800円（申立書に貼付）
- 郵便切手……奈良地方・家庭裁判所ホームページ（<http://www.courts.go.jp/nara/>）から「裁判手続を利用する方へ」>「手続案内」>郵便切手等一覧の「成年後見等事件」のとおりご用意下さい。
- 後見事務報告書（財産目録，年間収支集計表及び収支予定表を含む）
- 住民票写し（住民票に移動があるときのみ）
- 同報告書の添付書類（標準的な添付書類）

ア 財産目録関係

- 不動産がある場合……前回報告から変動があった不動産の登記事項証明書
- 預貯金がある場合……報告期間末日からさかのぼって1か月以内の時点での残高を確認できる*通帳（報告対象期間すべての記帳部分並びに口座番号及び口座名義が確認できるページ）の写し

* 通帳の写しから残高が確認できない場合は，報告期間末日時点における残高証明書写しを提出して下さい。

- 株式，投資信託等がある場合……有価証券等，保護預り証又は残高通知書等（後二者は可能な限り報告対象期間末日に近接した日付のもの）の写し
- 被後見人等が契約者又は受取人となっている保険がある場合……契約内容のお知らせ等の写し（報告対象期間に近接した日付のもの）
- 負債がある場合……債務の内容及び報告対象期間末日現在の残高を明らかにする資料（債務弁済計画表，金銭消費貸借契約書など）の写し

イ 年間収支集計表及び収支予定表関係

- 定期的な収支の裏付けとなる資料写し（年金額決定通知書等）
- ※ 領収書については，概ね10万円以上のものだけで差し支えありません。

ウ 付加報酬を求める場合

- その裏付けとなる資料（ア及びイと重複するものを除く）

※ 事案の内容によっては，これ以外の書類の提出をお願いする場合があります。

以 上